

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

横浜国立大学との包括連携協定の締結

より緊密な協力関係を目指して

9月3日、当会と横浜国立大学との間で、法学研究、法曹養成等に関する包括連携協定が締結され、当会会館において締結式が執り行われた。締結式には、当会から小野毅会長、岩田武司副会長ら5名、横浜国立大学から鈴木邦雄学長、山田均副学長ら5名が出席した。会長と学長による協定書への署名の後に開かれた懇談会では、今後の具体的な協力関係の構築について活発な意見交換がなされた。

当会と横浜国立大学との間では、これまでも各種委員会委員等への委嘱や、各種研修会の開催、講師派遣など、様々な分野で協力関係があった。特に、平成16年に横浜国立大学法科大学院が創設された後は、教員の派遣、教材開発、エクスタンス担当弁護士確保など、法科大学院支援委員会を通じて協力関係を深めてきた。

ただ、これまでの協力関係の多くは、個々の委員会や部局などのレベルに留まっていた。そこで、より具体的に協力関係を深めるため、大学と弁護士会全体としての連携協定を締結することが、本年6月頃より横浜国立大学から当会に提案され、本協定の締結に至ったものである。

本協定自体は、法学研究や法曹養成、講演会・セミナー、その他の共同プロジェクトなどへの相互参加や協力、地域社会の発展に寄与する活動など、包括的・抽象的な定めを置くに留まるものであり、具体的な施策は別途協議に委ねられる。もっとも、当会の行う会員向け研修等への協力、例えば、研修会の開催や講師派遣なども想定されており、本協定により大学側の「連携調整窓口」も明確になったことで、今後、講師派遣の依頼なども「連携調整窓口」を通じて円滑に進むことが期待される。

また、本協定締結後、法科大学院支援委員会を通じて、10月から、6名の若手弁護士（ロースクール修了者）を非常勤講師として派遣することが決まるなど、具体的な施策も順次進められている。

横浜国立大学 法科大学院の現状

全国的に、法科大学院の統廃合や入学生の募集停止、入学生の定員割れなどが相次ぐ中、横浜国立

調印式を終えた鈴木学長（中央右）、小野会長（中央左）

臨時総会開催のご案内

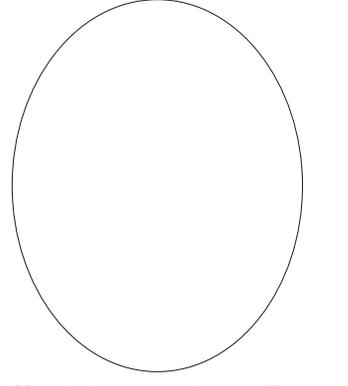
日時：平成26年12月2日（火）13時
場所：横浜情報文化センター6階情文ホール



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

みんなでかんがえる権利 条約・障害者差別解消法

9月14日、横浜市鶴見公会堂において、当会主催、日弁連、神奈川県福祉協議会、神奈川県社会福祉士会の共催、神奈川県、横浜市、横浜市社会福祉協議会の後援を得て、日本弁護士連合会第57回人権大会プレシンポジウム「お互いを知り、支えあう社会へ」～みんなでかんがえる権利条約・障害者差別解消法～が開催された。



基調講演を行う東俊裕弁護士

今回のシンポジウムでは、差別を受ける様々な障害当事者を集めてもらい、普段なかなか口にすることができない差別についての本音を語ってもらおうというプログラムを工夫した。そして、差別の根源に何があるのか、障害を持つ当事者を「知らない」ということが、

不安・誤解を生み、それが差別につながる。いくなかでは、ないか等々、差別というキーワードからさらにその現象を掘り下げていくことを試みた。

その結果、障害を持つ当事者の方が多数来場され、我々スタッフは、準備段階から障害者差別解消法として掲げられる「合理的配慮」を自ら実践することとなった。

シンポジウムでは、基調講演として、障害者権利条約の批准に尽力された前内閣府障害者制度改革

革担当室長の東俊裕弁護士が、障害者権利条約の意義を自らの身体障害による経験を踏まえて熱く語った。基調講演を受けた当事者の会場発言として、身体障害を持った鈴木治郎氏（県障害者自立生活支援センター副理事長兼事務局長）が電動車椅子から、聴覚障害を持った井上良貞氏（一般社団法人横浜市聴覚障害者協会理事長）が手話を駆使し、「これが障害者を持つ者にとっての差別なのだ」と差別を受ける側からの実態を次々と明らかにした。

このような問題提起を受け、前記の発言者に加え、榛澤昌高氏（相模原市精神障がい者仲間会

大学院を残すべく、尽力している。
（会員 高橋 健一郎）

（あしたは合運営委員）、
牧野賢一氏（NPO法人UCHI 理事・所長）、
江原顕氏（横浜市瀬谷福祉保健センター障害者支援担当係長）、大橋由昌氏（日本盲人会連合 情報部部長・点字図書館長）、石渡和美教授（東洋英和女学院大学）をパネラーに迎え、障害を持つ方々にとって差別とは何か、どうして差別はなくなるのか、差別解消の方策とされる「合理的配慮」とはというテーマについて多角的視点から論じていただいた。

最後は、会場全体がお互いを知り、皆で支えあおう」という希望と暖かさで満ちた一体感に包まれ閉会となった。

当口は連休の中にもかわらぬ158名もの来場者があり、多くの方からもっと時間があればよかったのにと有り難いご感想を頂戴した。無事、次回につながる有意義なシンポジウムにできたことスタッフ一同ホッと胸をなでおろした。

権利に関する委員会
委員長 内嶋 順一

山ゆり

世の中には多くのルールがある。法律から家庭内の決まり事まで、ルールは様々あるが、普段、ルールは従うものとして、所与の前提となっている▼もっとも、自然の摂理や物理の法則とは異なり、ルールは変えることができる。ルールの変更はみんなが納得できるものであれば良いが、必ずしもそうなるとは限らない▼特に、力の強い者がルールを変える場合、往々にして力の強い者が利益を得る。プロ野球に導入されたFA制度が特定チームへの有力選手の集中をもたらし、スノーボード競技のスキー板の長さに関するルールの変更が日の丸飛行隊から翼を奪い取ったように▼長くデフレが続き、人口減少にも直面するようになった今、既存のルールが大きな欠陥を抱えているかのように語られる。既存のルールは岩盤規制とまで呼ばれ、まるでルールを変えれば、目の前の問題が解決するかのようだ▼けれども、長く続いてきたルールにも、相応の存在意義と理由がある。ルールを変えれば問題が解決するというのは幻想ではないのか。ルールを変える必要があるか、既存のルールの中でできることはないか、冷静に考え、見極める力を持ちたい。

（田淵 大輔）

シリーズ

「いま、憲法を考える」③

憲法ってなに？ 子どもたちが徴兵されちゃうの？

9月6日、私が子どもを通わせる横浜市鶴見区所在の保育園にて、宋恵燕会員を招いて憲法講演会を開催した。

私は、今年度から憲法問題対策本部の委員となり、他の委員から憲法力フェなどの様々な活動報告を聞いて、幼い子どもを持つお母さんお父さんに憲法問題を知っていた

べく、保護者会主催で講演会を行うことを提案させていただいた。園長先生も憲法問題等に大変理解がある方だった。もっとも、いわゆるママ友にいきなり「憲法問題を考えましょう！」なんて言い出したら敬遠されるよね…という不安もあったが、意を決して保護者会の役員会で憲法講演会の提案をしたところ、他の役員の方々から消極的賛同をいただいた。

講演会のテーマは、自分達の子どもに直接影響があり得る問題の方が興味を引きやすいだろうと

講演する宋会員

め、徴兵制については、軍隊の教育は人格を損なわせるものであるということとを、訓練内容、自衛隊員の自殺率、ベトナム戦争の帰還兵の犯罪率等、具体例を挙げながらわかりやすくお話しいただいた。

（会員 熊澤 美香）

裁判員裁判研修会

弁護士間での情報共有を

当会刑事弁護センター運営委員会では、9月10日、当委員会の妹尾孝之副委員長を講師として、「裁判員裁判研修〜裁判員アンケートの結果を踏まえて〜」と題した研修会を開催した。

「検察官に比べ、弁護士の弁護活動がわかりにくい」との評価が報道や裁判員経験者のアンケートでなされている。検察官との差が生じる原因としては、検察側は組織としてノウハウを蓄積しているのに対し、弁護士側は情報の共有が不十分であるという点が考えられる。このような現状を踏

まえ、裁判員裁判における弁護活動の在り方に関する情報を共有化し、改めて裁判員裁判におけるよりよい弁護活動を考えるために、本研修会が実施された。

研修会では、裁判員アンケートにおける弁護人に対する意見等を踏ま

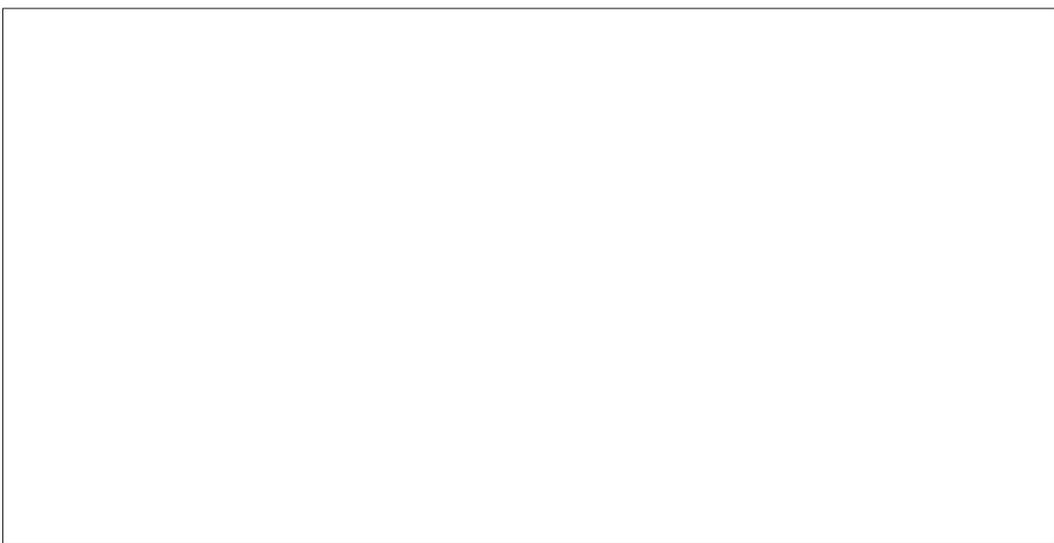
多くの会員が熱心に耳を傾けた

え、裁判員裁判全体について注意すべき点が紹介された。これに引き続き、冒頭陳述、証拠調べ（書証・人証）、最終弁論、公判前整理手続に関する、各手続における工夫すべきポイントや注意すべき点が示された。

裁判員アンケートからは、弁護士の態度や話し方に對して、裁判員が法廷において弁護人に対して厳しい目を向けていることがわかる。法廷での立ち振る舞いには十分に気を付ける必要があるのではないだろうか。

他に筆者として情報共有すべきと感じた点は、

（会員 狩野 直哉）



無事に相談会を終え、次回に向けて会議中のメンバー

同様の相談会は12月13日にも予定している。もしみなさまのお近くに、この問題を抱えて悩んでいる方がいらっしゃれば、ぜひ本相談会を紹介していただきたい。

（会員 小野 通子）

暮らしとところの相談会

開催

9月27日、貧困問題対策本部自死問題対策部会では、「暮らしとところの相談会」を実施した。この相談会は、神奈川県からの地域自殺対策緊急強化交付金を受け、弁護士のほか、臨床心理士と精神保健福祉士(PSW)が同席して、法律問題だけでなく、この問題もワンストップで相談できる場を提供することを目指し、既に過去3年間継続して実施している。

今回は9組の予約枠を設けていたが、直前に新聞3社が当該相談会の記事を掲載してくれたこともあり、予約が殺到し、

急遽予約枠を18組に倍増させ対応した。この相談会は、心の悩みを抱えた相談者もたくさんいるのが特徴である。そこで、単に精神科を勧めず相談を打ち切るのではなく、弁護士が継続相談として、臨床心理士やPSWが他の機関につないだりするなど、本相談会が始まった4年前に比べ、心の悩みを抱えた相談者に対して、格段的に確な対応を取ることができるようになってきた。

平成10年の日本の不況時に自殺者数が急増して以来、日本の年間自殺者数は3万人を超えて高止まりしていたが、近年の行政や市民の活発な活動もあり、平成24年以来2年連続で年間自殺者数が3万人を切っている。しかし日本の年間自殺者数は、未だに年間交通事故死者数の6倍を超え、諸外国と比べて異常な数であることに変わりはない。我々弁護士にご相談に来られる相談者にも、うつなどの精神疾患で苦しむ相談者もますます増えていくように感じられている方も多いのではないだろうか。そのような昨今の状況に鑑み、本相談会の重要性は更に高まっている。

全国一斉

中小企業に関する 無料法律相談会 開催される

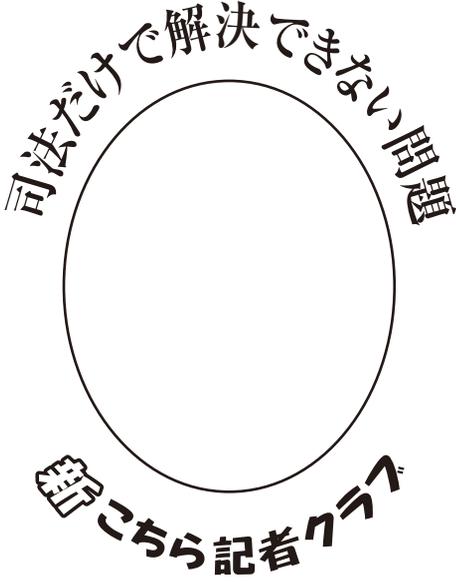
9月16日、弁護士業務改革委員会では、3人の相談担当弁護士による中小企業無料法律相談会を実施した。これは、中小企業や個人事業主の方々に対しては、いまだ弁護士

士の法的支援が十分に行き届いていない現状を踏まえ、毎年日弁連が企画する中小企業に関する全国一斉無料法律相談会の一環として開催したものである。

相談時間は、12枠で設定したが、10枠の予約があり、それぞれ30分の相談を受けた。相談内容は、債権保全・回収、損害賠償請求、契約違反への対応、取締役の責任、倒産・再生、労務問題、新規事業開始に当たっての許認可の要否、株式の買取請求、被災地での雇用に対する助成金制度等、多岐にわたった。業種も規模もさまざまな企業・個人事業主にご利用いただくことができた。

相談終了後の相談者アングレトによると、法律相談を受けた理由は、「無料であったから」が最多であったが、それに次いで、「普段相談できる弁護士がいなかったから」、「自分が抱えている問題に詳しい弁護士の意見を聞きたくしたから」、「弁護士会が主催する法律相談であるから」との理由が多かった。満足度については、すべての相談者に「大変役に立った」と評価していた。弁護士が中小企業法務についてより専門性を高め、広く利用してもらえよう広報していくべきことが示唆される。

相談を担当した弁護士からは、中小企業は個人の事件と比べ債権債務の額が多くなりがちなので、早めの相談をしてほしいとの声が聞かれた。
(会員 佐藤 麻子)



司法だけでは解決できないことがある。5月21日に横浜地裁で判決が言い渡された第4次厚木基地騒音訴訟を取材として、強く思った。

同種訴訟で裁判所は、過去の騒音被害による損害賠償のみを認め、差し止め請求を退ける判断を繰り返してきた。第4次訴訟で原告団は従来の民事訴訟に加えて国の決定や処分は是非を問う行政訴訟も起こして飛行差し止めを求めた。

行政訴訟での判決は「周辺住民の騒音被害は重要な利益の侵害で受忍限度を超えている」として国に自衛隊機の夜間飛行差し止めを命じた。秋間飛行差し止めを命じた。秋間飛行差し止めを命じた。秋間飛行差し止めを命じた。



「のるん」激走！ 「みみん」は愛嬌で当会をアピール

～中区民祭りに初参加～

激走する「のるん」

10月12日、第39回中区民祭り「ハローよこはま2014」が横浜公園・日本大通りを会場として

行われた。例年、出店数・参加団体共に100を超え、2013年度実績では17万人を超える来場者があった地

元の一大会で、他工業団体などは従前から参加していた。初参加の当会は、日本大通り沿いの裁判所前で、道行く人々に法律相談センターのポケットティッシュやチラシを配ると共に、ブースでの法律

相談を行った。列島を縦断した大型台風が心配されていたが、幸運にも当日は綺麗な秋晴れとなつた。

にぎわうブース

みみん、のるんの着ぐるみ達は、いつもながらの可愛さ全開の決めポーズで皆さんの手伝いをしただけでなく、参加団体のマスコット達の人気があって、投票にエントリーし、ステージでのPRや5m競走参戦も行った。人気投票の結果は、二体が別々にエントリーされてしまふというハンデをはねのけ、みみんが16人(中7位と大健闘だった。ちなみに1位は、横浜F・マリノスのマリノスケ。のるんはというと、5m競走で3位の快走を見せ、表彰式で囲み取材を受けた。

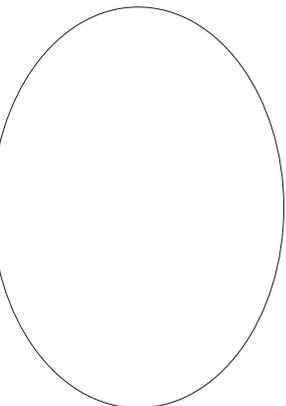
そんなこんなで、盛況のうちにイベントを終えることが出来た。お手伝い及び応援の会員各位には、本当に感謝である。ちなみに、イベント後、お手伝いの会員やみみん・のるんの中身の会員達と共に、みなとみらいの万葉の湯に浸かりに行き、お酒を飲みながら、本当にくだらない話をしたのが個人的には一番の思い出である。これからも明るく楽しくをモットーに頑張りたい。
(法律相談センター 運営委員会広報部長 池田 耕介)

理事者室

だより

書を捨てよ会務をやろし

副会長 岩田 武司



「理事者はええで〜(関西弁)とか、それなりの内容が要求されるものである。一方、理事者室だよりは、理事者や個人の知り合いであるとか、自ら理事者の地位をねらっているとかでなければ、あまり面白くないのも確か。

「書を捨てよ会務をやろし」なんてタイトルだけが決まっただけで、いざ書こうと思うと、なかなか説教臭い内容になってしまうので、いまいち面白くない。理事者室だよりを読まなくても弁護士として何の問題も影響もないが、つかの間でも楽しい気持ちになるならストレス解消になりますよ。最後に一言。弁護士が安心して仕事ができ、国

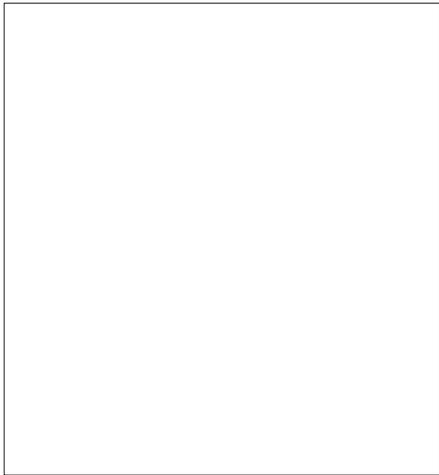
理事者室だよりは、弁護士会新聞の記事の中では、まあ軽い部類に入るのだからけれど、副会長が持ち回りで書いていることからして、単なるエッセイではなく、会務に

関係しているものか。今回の理事者室だより

は、弁護士自身の資格を弁護士自身が守ることが出来るからである。これを世間では弁護士自治などというが、これが最近ちよつと危ない。イギリスでは弁護士自治が事実上剥奪されてしまったし、日本も外からも中からも自治に対する圧力が大きくなっている。弁護士自治は会員の会務参加によって成り立っている。弁護士の友達が

日本最高の弁護士!?

3人制バスケットボールリーグで活躍中の飯島俊(たかし)会員(新60期)に聞く



相手選手とせりあう飯島選手
ABOVE-MAG.COM
http://above-mag.com/

○背がとても高いですね。

197cmありますが、今はさすがに伸びていません。自分より身長が高い弁護士の方には会ったことはないで、日本で一番身長の高い弁護士かもしれません。

○3人制バスケットボールリーグで活躍中とのことですが。

7月12日に開幕した日本バスケットボール協会公認の「3X3 PREMIER EX(スリーバイスリー・プレミア・ドット・エグゼ)」というリーグにプロ選手として参戦しています。所属チームは藤沢が本拠地の「SUN.S. EXE(サンズ・エグゼ)」というチームです。

○どういったいきさつでプロリーグに参加することになったのですか?

リーグ開幕にあたって3人制バスケットやストリートバスケット等で活躍している選手を対象にドラフト会議が実施されたのですが、私もドラフト候補にピックアップされ、現在のチームから指名をいただきました。

○下世話な質問ですが、プロ選手というところで報酬を受け取っているのですか?

試合ごとに報酬が出るほか、遠征費等も支出してもらっています。アマチュア時代からすると本当にありがたいことです。

○バスケット歴は長いのですか?

幼稚園時代から背が高く、中学・高校とバスケット部に所属して、それ以降もクラブチーム等といった何らかの形でプレーを続けていました。

○現在、どのような頻度で練習や試合をしているのですか?

週2〜3回は練習や試合をしているほか、それ以外の日も筋力トレーニングや個人練習をしています。

○弁護士の仕事とバスケットボールのブレイの共通点は?

一瞬の集中力という点では共通点があると思います。

また、限られた時間の中で練習時間を捻出するために、集中して仕事で取り組んでいて、その点で仕事とバスケットボールとで相乗効果があると思います。

○弁護士とプロ選手として二足のわらじを履く中でご苦労は?

時間の捻出の点です。仕事が繁忙期の時は、夜中に練習をすることもありますが、反対に、練習を終えた後に事務所に戻って夜中に仕事をすることもあります。

○将来の目標は?

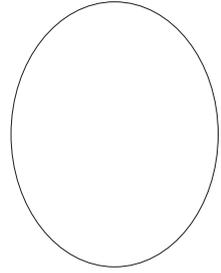
来年以降もプロ選手としてリーグ戦やその他試合で活躍したいと考えています。興味のある方は是非観戦に来てください。

(聞き手 早川 和孝)

三室紹介

財務室

健全な財政のため、 当会役員の補佐に徹 しています



も現在の財務室は理事者の補佐機関に徹し、地味な仕事を粛々と行っている。その活動について紹介させていただきます。

も現在の財務室は理事者の補佐機関に徹し、地味な仕事を粛々と行っている。その活動について紹介させていただきます。

も現在の財務室は理事者の補佐機関に徹し、地味な仕事を粛々と行っている。その活動について紹介させていただきます。

も現在の財務室は理事者の補佐機関に徹し、地味な仕事を粛々と行っている。その活動について紹介させていただきます。

財務室というところ、一昔前、会計担当副会長を入院させたなどという都市伝説がまことしやかに囁かれています。少なくとも

財務室の健全化を目的として、財務に関する会長の諮問に答申し、予算編成に関する調査や調整を行うことを職務として

財務室の健全化を目的として、財務に関する会長の諮問に答申し、予算編成に関する調査や調整を行うことを職務として

財務室の健全化を目的として、財務に関する会長の諮問に答申し、予算編成に関する調査や調整を行うことを職務として

日弁連野球大会予選

1年で最も熱い戦い



力投する元嶋会員

7回表、黒江卓郎会員のホームランが飛び出し、さらに石井晋一会員もツーランスクイズを決

7回表、黒江卓郎会員のホームランが飛び出し、さらに石井晋一会員もツーランスクイズを決

7回表、黒江卓郎会員のホームランが飛び出し、さらに石井晋一会員もツーランスクイズを決

8月下旬から9月上旬にかけて、我々横浜マリナーズは、毎年、1年で最も熱い戦いを強いられる。全国大会出場を賭けての予選である。

8月下旬から9月上旬にかけて、我々横浜マリナーズは、毎年、1年で最も熱い戦いを強いられる。全国大会出場を賭けての予選である。

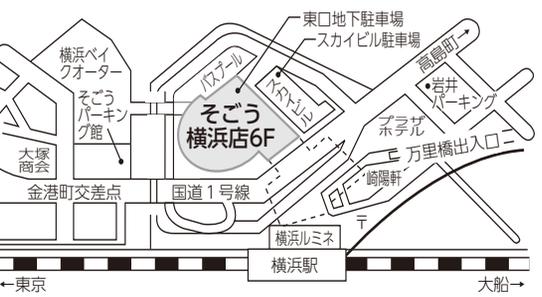
8月下旬から9月上旬にかけて、我々横浜マリナーズは、毎年、1年で最も熱い戦いを強いられる。全国大会出場を賭けての予選である。

横浜弁護士会 横浜駅東口法律相談センター

土曜・日曜・祝日も
相談を行っています

電話/045-451-9648
予約受付時間/毎日10:30~19:00

◆総合相談
(45分以内・7,500円)
月~金
12:30~15:30
16:00~19:00
土日祝
10:30~13:30
14:00~17:00



編集後記

捏造記事は言語道断。事実と信じる読者も問題。新聞の役割とは。人の無限の可能性を感じるノーベル賞。一方で噴火、台風など自然の前に人は無力。人が地球に果たす役割とは。弁護士大増員。弁護士会、弁護士会新聞の役割とは。

- デスク 三谷 淳
記者 高橋 健二
田淵 大輔
早川 和孝
波田野 馨子
青山 良治
中島 慶子